

経営革新計画 承認制度について



栃木県産業労働観光部経営支援課

令和3(2021)年2月24日

栃木県産業労働観光部経営支援課

経営革新計画とは・・・

◆ **中小企業等経営強化法**に基づき作成された「経営革新計画」を承認し、中小企業の皆様の新たな挑戦を支援しています。

◆ 経営革新とは、**新事業活動**を行い、経営力の向上を図ることをいいます。

- ① 新商品・新サービスの開発、生産・提供
 - ② 新たな生産・販売の方式の導入
 - ③ 技術に関する研究開発
- など

◆ この新事業活動を客観的な事業計画として示したものが「経営革新計画」です。



メリット

経営目標の明確化、社内の意識向上
信用力の向上、公的支援措置の活用



経営革新計画の承認要件は・・・

◆ 中小企業者であること

- 直近1年間を超える事業実績がある中小企業、個人、組合等
- 県内に登記簿上の本社があること(個人の場合は住所)

◆ 新事業に該当すること

- 個々の事業者にとって、創意ある新たな取組
- 同業の中小企業において、技術・方式が普及していない取組

◆ 一定以上の経営力の向上を目標とすること

事業期間	「付加価値額」または 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」 の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

R2.10.1法改正により、
数値目標の指標が、
「経常利益」から
「給与支給総額」に
変わりました。



御申請は・・・

- ◆ 計画書の様式や記入例、申請方法の詳細などは、県ホームページの「**経営革新計画活用の手引き**」をご覧ください。

栃木県 経営革新計画

検索

- ◆ 手続きは下記のとおりです。

計画案の作成 → 事前相談(計画書の修正) → 申請受付 → 承認

- ◆ 御不明な点がありましたら、**経営支援課 商業活性化担当**までお問合せください。

TEL :028-623-3175

E-mail : k-kakushin@pref.tochigi.lg.jp



栃木県産業労働観光部経営支援課